別記様式第３号の１

**景観形成基準チェックリスト（建築物・工作物　共通）**

景観計画全域（景観形成重点エリアを除く市街地景観ゾーン）用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の場　所 | 佐野市 | 記入日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 区域区分 | 市街地景観ゾーン［□住居系地域 　□商業系地域　 □工業系地域］ | 記入者 |  |
| 項　　目 | 基　　　　　　　　　　　　準 | チェック欄 | 工夫した点、配慮した点など具体的な取り組み |
| 共通事項 | 良好な景観の形成に関する方針に従い、良好な景観の保全・創出に努める | □ |  |
| 地域の景観資源を把握し、地域の景観と調和したデザインとする | □ |
| 地域の地形的な特徴や歴史的な成り立ちに配慮したデザインとする | □ |
| 敷地全体としてまとまりのあるデザインとする | □ |
| 主要な視点場からの眺望に配慮したデザインとする | □ |
| 配　　置 | 道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある空間を確保する | □ |  |
| 高　　さ | 山並みが眺望できる場所では、市街地の背景に連なる山並みの稜線に配慮する | □ |  |
| 地域の特性に応じたまちなみに配慮した高さとする | □ |
| 形態・意匠 | まちなみの統一感や連続性に配慮し、違和感なく周辺景観となじむように配慮する | □ |  |
| 単調な大壁面による圧迫感や威圧感を低減するために、壁面の意匠の工夫や分節化等に配慮する | □ |
| **住　居**　低層部の意匠・形態は、生活者に落ち着いた雰囲気を与えるような工夫を施す | □ |
| **商　業**　低層部の意匠・形態に工夫を施し、魅力的な歩行者空間を創出するものとする | □ |
| **商　業**　ストリートファニチャー、ベンチ及び植栽の工夫を施し、賑わいの創出に繋げる | □ |
| **工　業**　エントランス周辺や前面道路側は、開放感のある意匠・形態とする | □ |
| 色　　彩 | 基調色は、著しく彩度の高い色彩の使用を控え、周辺のまちなみ景観と調和した色彩とする | □ |  |
| 太陽光発電パネルは、反射をできる限り抑えたものを使用し、周辺と調和した色彩とする | □ |
| **住　居**　アクセント色の使用はなるべく控え、組み合わせや使用面積のバランスに配慮する | □ |
| **商　業**　アクセント色を使用する場合は、組み合わせや使用面積のバランスを工夫し、過剰に使用しないようにする | □ |
| **工　業**　アクセント色の使用はなるべく控え、組み合わせや使用面積のバランスに配慮する | □ |
| 素　　材 | 耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する | □ |  |
| 地場産業の素材を意匠に採用するよう努める | □ |
| 付帯設備 | 屋上に設ける設備（空調室外機、給配水管、ダクト等）は、外部から見えにくい場所に設置するか、目隠し等（ルーバー）により覆い、見えにくいように工夫する | □ |  |
| 外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管等は、建築物と一体的な外観となるよう工夫するか、目隠し等により見えないようにする | □ |
| **住　居**　家庭内の不用品等は、直接公共空間に露出しないよう配慮する | □ |
| **商　業**　商品や製品の搬入出口を、直接公共空間に露出しないよう工夫す**工　業**る | □ |
| 付属施設 | 駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置場等は、できるかぎり道路等から見えにくい部分に設置し、やむを得ず見える位置になる場合は、緑化や修景を施す | □ |  |
| 緑　　化 | 敷地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす | □ |  |
| 新たな樹木を植栽する場合は、周辺植生と調和した樹種を選定する | □ |
| 太陽光発電パネルを地面に設置する場合、道路際（道路から見える部分）の緑化等による修景を施す等、周辺景観に配慮する | □ |
| **住　居**　生垣や塀等の設置により、隣地との緑の一体感や連続性を工夫する | □ |
| **商　業**　敷地内のオープンスペースや道路際等は、緑化等による修景を施す**工　業** | □ |
| 照　　明 | 夜間照明はネオンサインやサーチライト等の過剰な演出を控えるとともに、照明の向きを考慮し、住環境に配慮した照明計画とする | □ |  |
| **住　居**　生活環境や交通の安全性を考慮した照明計画とする | □ |
| **商　業**　回遊性を高め、賑わいを創出する照明の演出を行う | □ |
| **工　業**　周辺環境や交通の安全性を考慮した照明計画とする | □ |

※該当する項目の□にㇾ点を付け、記述してください。

（住居、商業、工業は該当となる区域区分のみ）

別記様式第３号の２

**景観形成基準チェックリスト（建築物・工作物　共通）**

景観計画全域（農山村・田園景観ゾーン、山岳森林景観ゾーン）用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の場　所 | 佐野市 | 記入日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 区域区分 | □農山村・田園景観ゾーン（□都市部の田園集落　　□中山間地域の農山村集落）　□山岳森林景観ゾーン | 記入者 |  |
| 項　　目 | 基　　　　　　　　　　　　準 | チェック欄 | 工夫した点、配慮した点など具体的な取り組み |
| 共通事項 | 良好な景観の形成に関する方針に従い、良好な景観の保全・創出に努める | □ |  |
| 地域の景観資源を把握し、地域の景観と調和したデザインとする | □ |
| 地域の地形的な特徴や歴史的な成り立ちに配慮したデザインとする | □ |
| 敷地全体としてまとまりのあるデザインとする | □ |
| 主要な視点場からの眺望に配慮したデザインとする | □ |
| 配　　置 | 道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある空間を確保する | □ |  |
| **田　園**　既存集落のまとまりと調和させた配置とする | □ |
| **農山村**　既存集落のまとまりと調和させ、地形の高低さを活かした配置とす**山岳森林**　る | □ |
| 高　　さ | 市街地からの遠望の視対象となることを意識して、背景の山並みや丘陵地の稜線を遮らない高さとなるよう配慮する | □ |  |
| **田　園**　 近隣の屋敷林や鎮守の森等、周囲の樹林の高さに配慮する | □ |
| **農山村****山岳森林** | 近隣の丘陵地の樹林の高さに配慮する | □ |
| 形態・意匠 | 周辺の伝統的な建築様式を参考にし、継承、または意匠の一部に採用するよう努める | □ |  |
| 屋根の形状や壁面の意匠・形態は集落に調和したものとする | □ |
| 色　　彩 | 基調色は、周辺の集落と調和させ、自然の四季の彩りを映えさせる落ち着いたものを用いる | □ |  |
| アクセント色の使用はできるかぎり控えるとともに、組み合わせや使用面積のバランスに配慮する | □ |
| 太陽光発電パネルは、反射をできる限り抑えたものを使用し、周辺と調和した色彩とする | □ |  |
| 素　　材 | 周辺の自然景観や集落と調和し、違和感のないものを使用する | □ |  |
| 耐久性・耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する | □ |
| 光沢ある材料や反射の生じる素材を多用しないようにする | □ |
| 付帯設備 | 屋上に設ける設備（空調室外機、給配水管、ダクト等）は、外部から見えにくい場所に設置するか、目隠し等（ルーバー）により覆い、見えにくいように工夫する | □ |  |
| 外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管等は、建築物と一体的な外観となるよう工夫するか、目隠し等により見えないように工夫する | □ |  |
| 付属施設 | 駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置場、資材置き場等は、できるかぎり道路等から見えにくい部分に配置し、やむを得ず見える位置になる場合は、緑化や修景を施す | □ |  |
| 緑　　化 | 敷地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす | □ |  |
| 太陽光発電パネルを地面に設置する場合、緑化等による修景を施す等、周辺景観に配慮する | □ |
| **田　園**新たな樹木を植栽する場合は、地域にふさわしい樹種を選定する | □ |
| **農山村**新たな樹木を植栽する場合は、周辺の自然林の植生と調和した樹種**山岳森林** を選定する | □ |
| 照　　明 | 夜間照明はネオンサインやサーチライト等の過剰な演出を控える | □ |  |
| **田　園**　照明の向きを考慮し、周辺集落や自然環境に配慮した照明計画とす　　　　　　　る | □ |
| **農山村**　照明の向きを考慮し、周辺集落や自然環境、動物の生態系に配慮し**山岳森林** た照明計画とする | □ |

※該当する項目の□にㇾ点を付けてください。

（田　園、農山村、山岳森林は該当となる区域区分のみ）

別記様式第３号の３

**景観形成基準チェックリスト（開発行為）**

景観計画全域用（景観形成重点エリア含む）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の場　所 | 佐野市 | 記入日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者 |  |
| 項　　目 | 基　　　　　　　　　　　　準 | チェック欄 | 工夫した点、配慮した点など具体的な取り組み |
| 共通事項 | 良好な景観の形成に関する方針に従い、良好な景観の保全・創出に努める | □ |  |
| 地域の景観資源を把握し、地域の景観と調和したデザインとする | □ |
| 地域の地形的な特徴や歴史的な成り立ちに配慮したデザインとする | □ |
| 敷地全体としてまとまりのあるデザインとする | □ |
| 主要な視点場からの眺望に配慮したデザインとする | □ |
| 土地の形　状 | 現況の地形をできる限り活かし、景観形成上支障が生じる土地の不整形な分割または細分化を行わない | □ |  |
| 土地の緑　化 | できるかぎり緑化に努め、植栽は周辺の景観及び植生に調和するよう構成・配置する | □ |  |
| 外　　観 | 圧迫感を与えるような長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する | □ |  |
| その他 | 行為地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす | □ |  |

※該当する項目の□にㇾ点を付けてください。

別記様式第３号の４

**景観形成基準チェックリスト（建築物・工作物　共通）**

景観形成重点エリア用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為の場　所 | 佐野市 | 記入日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 区域区分 | 景観形成重点エリア［□駅前通り沿線ゾーン 　□桐生岩舟線沿線ゾーン　 □市道1級1号線沿線ゾーン］ | 記入者 |  |
| 項　　目 | 基　　　　　　　　　　　　準 | チェック欄 | 工夫した点、配慮した点など具体的な取り組み |
| 共通事項 | 良好な景観の形成に関する方針に従い、良好な景観の保全・創出に努める | □ |  |
| 地域の景観資源を把握し、地域の景観と調和したデザインとする | □ |
| 地域の地形的な特徴や歴史的な成り立ちに配慮したデザインとする | □ |
| 敷地全体としてまとまりのあるデザインとする | □ |
| 主要な視点場からの眺望に配慮したデザインとする | □ |
| 配　　置 | **駅前通り**　駅前通りに面する建築物の壁面は80㎝以上後退させ、ゆとりある空間を確保する | □ |  |
| **桐生岩舟**　**1級1号**　桐生岩舟線、市道1級1号線に面する建築物の壁面は50㎝以上後退させ、ゆとりある空間を確保する | □ |
| 店舗等については道路側を建物の正面とした配置とするよう努める | □ |
| 高　　さ | 山並みが眺望できる場所では、市街地の背景に連なる山並みの稜線に配慮する | □ |  |
| 地域の特性に応じたまちなみに配慮した高さとする | □ |
| 形態・意匠 | まちなみの統一感や連続性に配慮し、違和感なく周辺景観となじむように配慮する | □ |  |
| 単調な大壁面による圧迫感や威圧感を低減するために、壁面の意匠の工夫や分節化等に配慮する（注） | □ |
| **駅前通り**　**桐生岩舟**　低層部の形態・意匠に工夫を施し魅力的な歩行者空間を創出するものとする（注） | □ |
| **1級1号**　低層部の形態・意匠は、生活者や来訪者に落ち着いた雰囲気を与えるような工夫を施す（注） | □ |
| **駅前通り**　**桐生岩舟**　店舗等の1階部分は、ショーウィンドウを設けるなど、開放的なつくりとし、賑わいの創出に努める | □ |
| **駅前通り**　**桐生岩舟**　店舗等においてシャッターを設置する場合は、夜間(閉店時)でも業種を視認でき、店舗内の照明によりまちの賑わいを演出できるよう、グリルシャッターのような透視可能なシャッターとするよう努める | □ |
| **駅前通り**　**桐生岩舟**　透視可能でないシャッターとする場合でも、店名や業種等を表す意匠をシャッターに描画するなど業種を視認でき、まちの賑わいを演出できるように努める | □ |
| **駅前通り**　**桐生岩舟**　ストリートファニチャー、ベンチ及び植栽に工夫を施し、賑わいの創出に努める | □ |
| 色　　彩 | **駅前通り**　**桐生岩舟**　建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、佐野市のシンボルロードとしての賑わいを感じさせながら、まとまりのあるまちなみ景観を演出するため、彩度を落とした色彩とし、下の表のとおりとする。ただし、着色を施していない素材を用いる場合や、文化財保護法等※１に規定する文化財（建築物や工作物）を修繕等する場合、及び屋外広告物※２についてはこの限りでない

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| R、YR、Y | 1～9 | ５以下（屋根については４以下） |
| GY、G、BG、B、PB、P、RP | 1～9 | ４以下（屋根については２以下） |
| N | 1～9 |  |

 | □ |  |
| **1級1号**　建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、まとまりのあるまちなみ景観を演出するため、彩度を落とした色彩とし、右の表のとおりとするただし、着色を施していない素材を用いる場合や、文化財保護法等※１に規定する文化財（建築物や工作物）を修繕等する場合、及び屋外広告物※２についてはこの限りでない

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| R、YR、Y | 1～9 | ４以下（屋根については３以下） |
| GY、G、BG、B、PB、P、RP | 1～9 | ３以下（屋根については２以下） |
| N | 1～9 |  |

 | □ |
| 窓や壁面にハーフミラーやマジックミラー※３を用いる場合は、太陽光が直接当たらない箇所にのみ用いる | □ |
| 太陽光発電パネルは、反射をできる限り抑えたものを使用し、周辺と調和した色彩とする | □ |
| 素　　材 | 耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する | □ |  |
| 地場産業の素材を採用するよう努める | □ |
| 付帯設備 | 屋上に設ける設備（空調室外機、給配水管、ダクト等）は、外部から見えにくい場所に設置するか、目隠し等（ルーバー）により覆い、見えにくいように工夫する | □ |  |
| 外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管等は、建築物と一体的な外観となるよう工夫するか、目隠し等により見えないようにする | □ |
| **駅前通り**　**桐生岩舟**　商品や製品の搬入出口を直接公共空間に露出しないよう工夫する（注） | □ |
| **1級1号**　住宅、商業施設や工場の不用品等は公共空間から直接見えないように配慮する | □ |
| **1級1号**　商品や製品の搬入口が公共空間から直接見えないように工夫する（注） | □ |
| 付属施設 | 駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置場等は、できるかぎり道路等から見えにくい部分に設置し、やむを得ず見える位置になる場合は、緑化や修景を施す（注） | □ |  |
| かき、柵等 | **駅前通り**　**桐生岩舟**　開放的なつくりとするため、できる限りかき又は柵を設置しないよう努める | □ |  |
| **駅前通り**　**桐生岩舟**　やむを得ずかき又は柵を設置する場合は、生垣や透視可能なフェンスとするよう努める | □ |  |
| **1級1号**　かき又は柵を設置する場合は、生垣や透視可能なフェンスとするよう努める | □ |  |
| 緑　　化 | 敷地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす（注） | □ |  |
| 新たな樹木を植栽する場合は、周辺植生と調和した樹種を選定する（注） | □ |
| 敷地内のオープンスペースや道路際等は、緑化等による修景を施す（注） | □ |
| 太陽光発電パネルを地面に設置する場合、道路際（道路から見える部分）の緑化等による修景を施す等、周辺景観に配慮する | □ |
| 照　　明 | **駅前通り**　**桐生岩舟**　店舗等は照明の設置やショーウィンドウの演出などを行い、賑わいを創出する夜間景観づくりに努める | □ |  |
| **1級1号**　店舗等で照明を設置する場合は、照明の向きや色合いを考慮し、住環境に配慮した照明計画とする | □ |
| 門扉・門柱周辺へのアプローチライトなどの照明の設置や演出を行い、周辺の住環境や夜間の安全な通行に配慮するよう努める | □ |
| 自立式の外灯やガーデンライトなどの照明は周囲の景観に調和したものとするように努める | □ |
| ベンチ等 | 店舗等の店先への設置によるおもてなしの空間づくりに努める | □ |  |
| 自動販売機等 | 設置位置や色、向きについて、周囲の建築物や工作物の配置や色彩との調和に努める | □ |

※該当する項目の□にㇾ点を付け、記述してください。

（駅前通り、桐生岩舟、1級1号は該当となる区域区分のみ）

※ 　法令等により、色彩や高さなどに制限があるものについてはこの限りではありません。

※１　文化財保護法等…文化財保護法、栃木県文化財保護条例、佐野市文化財保護条例

※２　屋外広告物については、別途、栃木県屋外広告物条例に適合する必要があります。

※３　ハーフミラーやマジックミラーとは、透過率が50%以下のものと定義します。

（注） 景観形成重点エリア以外における届出対象の規模以下での建築物等については、

基準に適合するように努めるものとします。